

「安全衛生推進者養成講習」

常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場において製造業、建設業等所定の業種にあっては、事業場の安全衛生管理に努めるために事業場ごとに「安全衛生推進者」を選任しなければならないこととされています。

安全衛生推進者を選任しなければならない業種

- 一. 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- 二. 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

受講の一部免除をうけることができる者	免除科目	添付書類
1 学校教育法による大学又は高専において理科系等の課程を修めて卒業した者で、その後2年以上産業安全の実務経験を有する者		《証明用紙(1)》
2 学校教育法による高校又は中等教育学校において理科系等の課程を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務経験を有する者	・安全管理 ・安全衛生教育 ・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置	《証明用紙(1)》
3 労働安全コンサルタント		《免許証のコピー》
4 安全管理者の資格を有する者		《選任時研修修了証コピー》 《証明用紙(1)》
1 医師・歯科医師		
2 労働衛生コンサルタント	・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置	《免許証のコピー》
3 衛生管理者の有資格者	・作業環境管理及び作業管理 ・健康の保持増進対策 ・安全衛生教育	
4 医師・歯科医師・労働衛生コンサルタント各試験合格者		《合格証明書の写し》

「安全管理者選任時研修」

下記資格等の所持者は講習科目の一部が免除されます。《修了証等コピー》を添付してください。

・安全管理者能力向上教育(初任時)を修了した者
・リスクアセスメント担当者(製造業等)研修及び労働安全衛生マネジメントシステム担当者研修を修了した者
・職長等教育講師養成講習(RST)又は、職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者